第15回定時株主総会の招集ご通知に関しての
電子提供措置事項

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

バリュエンスホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第15条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2026年８月31日現在

		第４回新株予約権
発行決議日		2020年11月20日
新株予約権の数		867個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式86,700株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額		１個につき460,500円
新株予約権の行使期間		2022年11月21日から2030年11月19日まで
新株予約権の行使の条件		別記
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　315個 目的となる株式数　31,500株 保有者数　２名
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）当社は2025年11月26日及び2026年５月28日開催の取締役会において、付与対象者の退職に伴い当社が無償取得していた自己新株予約権の消却について決議しております。これにより、2026年８月31日時点の新株予約権の数が変動しております。

（別記）新株予約権の行使条件

ⅰ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ⅱ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ⅲ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅳ 各新株予約権の一部行使はできない。

ⅴ 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

		第９回新株予約権
発行決議日		2025年11月26日
新株予約権の数		140個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式14,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額		１個につき122,600円
新株予約権の行使期間		2027年11月27日から2035年11月25日まで
新株予約権の行使の条件		別記
従業員等の交付状況	当社の完全子会社取締役	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 交付者数　６名
	当社の完全子会社従業員	新株予約権の数　40個 目的となる株式数　4,000株 交付者数　２名

（別記）新株予約権の行使条件

ⅰ　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ⅱ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ⅲ　新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅳ　各新株予約権の一部行使はできない。

ⅴ　新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

業務の適正を確保するための体制

「バリュエンス」とは、価値を示す「Value（バリュー）」、知識や知見を示す「Intelligence（インテリジェンス）」、経験や体験を示す「Experience（エクスペリエンス）」を掛け合わせた造語であり、この名のとおり、価値を見抜き、または新しく生み出し、私たちに携わるあらゆる方、一人ひとりの人生を変える価値を提供する企業として、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。

この実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化及び内部統制システムの適切な構築・運用が重要な経営課題であるとの認識から、取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、同時に関連する社内諸規程を整備しております。

また、構築した内部統制システムが設計したとおりに運用され、成果を挙げているかを検証する仕組みとして、取締役会によるチェックに加え、当社グループ全体の内部統制体制の構築・強化と対外的なリスク対応のための定期的な内部統制システムの見直しを実施しております。

① 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、役職員等の各ステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、持続的成長と企業価値の向上を経営上の基本方針としております。そのため、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の役職員が、法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施しております。また、内部通報・外部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努めております。

(2) 当社及び子会社の役職員に法令・定款等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」、「バリュエンスグループ行動規範」を制定し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持しております。

(3) 当社及び子会社の役職員が、コンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報に関する規程」を制定し、社内窓口に加え、社外窓口（顧問弁護士）への通報も可能としております。

(4) 第三者が、当社及び子会社の役職員のコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制としての外部通報制度を構築するため、「外部通報に関する規程」を制定し、社外へ通報窓口を開示することで、第三者から当社グループの外部通報窓口への通報を可能としております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報・文書については、法令、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内諸規程及び関連マニュアルに従い、適切に保存し管理しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理に関する体制・方針等を決定し、当社及び子会社のリスク管理体制を評価、また、必要に応じて改善するとともに、リスク管理部門として法務部がリスク管理活動を統括し、「リスクマネジメント管理規程」の整備・検証・改正を図っております。

(2) 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備しております。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、定時取締役会を月１回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行っております。また、必要に応じて臨時開催しております。

(2) 取締役が経営上の意思決定の迅速化及び監督機能の強化等の経営機能に専念するため、執行役員制度を採用することにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にしております。

(3) 「取締役会規程」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

(4) 取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、任意の指名・報酬委員会を設置し、代表取締役１名及び独立社外取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役としております。指名・報酬委員会は、取締役等の指名及び報酬等について審議した結果を取締役会に答申しております。

(5) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報の把握に努めております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループにおけるコンプライアンス規程に定める行動指針等を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。

(2) 当社は、各子会社へ取締役及び監査役を必要に応じて派遣することにより、経営の健全性及び効率性の向上を図っております。子会社の業務遂行に関する管理は総務部が統括し、子会社は「関係会社管理規程」に定める承認事項については、当社の承認を得るとともに、定期的に業務進捗等の情報を報告し、経営管理情報及び危機管理情報の共有を図ることにより、業務執行体制の適正を確保しております。

(3) 子会社の事業運営に関する重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い、当社の経営執行会議での審議及び取締役会への付議を行っております。

(4) 代表取締役は、子会社の損失発生のおそれを把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行っております。

(5) 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的に当社及び子会社の監査を行っております。内部監査室長は内部監査の実施状況について代表取締役及び取締役会へ報告を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員に関する事項及び当該取締役及び従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員は配置しておりませんが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び従業員を任命、配置することができるものとしております。

(2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要としております。

(3) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとしております。また、当該取締役及び従業員の評価については、監査等委員会の意見を聴取することとしております。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、また、経営執行会議等の重要会議に出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けるものとしております。

(2) 監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室から報告を受けるものとしております。

(3) 取締役及び従業員は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告しております。

(4) 取締役及び従業員は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行っております。

⑧ 当社の子会社の取締役・監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の子会社の取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の子会社の経営、業績に著しい影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為、その他当社グループに著しい損害を与える事項を発見した場合には、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとしております。

また、当社の子会社の取締役、監査役等及び従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行っております。

⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める「内部通報に関する規程」及び「外部通報に関する規程」において、通報者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を規定しておりますが、前号の監査等委員会への報告についても同様としております。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施しております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実効性及び品質の向上を図っております。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の観点から、内部統制の４つの目的である業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全は相互に関連していると認識しております。そのため、代表取締役は、内部統制システムの整備及び運用並びに内部監査室等からの内部監査の結果報告を通じて、財務報告に係る内部統制の整備及び評価を実施し、継続的な改善を図っております。

⑬　反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。また、取締役及び従業員は、反社会的勢力に常に注意を払うとともに、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、関係行政機関や法律の専門家と密接に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況について、主な取組は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当社は、毎月の定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項のほか、経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役の業務執行に関し報告を受けております。当事業年度においては取締役会を16回開催いたしました。また、業務執行の迅速化・効率化のため、代表取締役、代表取締役の指名する取締役及び執行役員等で構成される経営執行会議を原則毎月２回開催し、事業戦略の決定、進捗状況確認及び各部門の課題共有等を行うとともに、重要事項の指示・伝達を図り、会社全体としての認識の統一を図っております。

② 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告・説明を受け、適宜意見を表明しております。また、監査等委員会を原則毎月１回開催しており、その他、会計監査人及び内部監査室と必要に応じて相互に情報及び意見交換を行う等連携を強め、監査の実効性及び品質の向上を図っております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役直轄の内部監査室が、グループ各社を対象として計画的に内部監査を実施しております。内部監査室にて社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて厳正な監査を行い、定期的に代表取締役に報告することにより、経営の健全性の確保及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。また、監査等委員会及び会計監査人と適宜情報共有を行い、相互連携を図っております。

④ コンプライアンスに対する取組

当社は、コンプライアンス規程を制定し、全役職員に対して周知徹底を図るとともに、年に複数回の社内研修を実施するなど、法令及び社内規程遵守のための取組を継続して実施しております。

連結株主資本等変動計算書（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**1,373,285**	**1,579,303**	**4,916,381**	**△668,489**	**7,200,481**
当期変動額					
新株の発行	83,994	83,812			167,806
剰余金の配当			△131,495		△131,495
親会社株主に帰属する当期純利益			3,080,223		3,080,223
自己株式の取得				△275,855	△275,855
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	**83,994**	**83,812**	**2,948,727**	**△275,855**	**2,840,677**
当期末残高	**1,457,279**	**1,663,115**	**7,865,109**	**△944,344**	**10,041,159**

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**160,922**	**160,922**	**314,856**	**7,676,259**
当期変動額				
新株の発行		－		167,806
剰余金の配当		－		△131,495
親会社株主に帰属する当期純利益		－		3,080,223
自己株式の取得		－		△275,855
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68,544	68,544	△34,587	33,957
当期変動額合計	**68,544**	**68,544**	**△34,587**	**2,874,635**
当期末残高	**229,466**	**229,466**	**280,268**	**10,550,894**

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	10社
連結子会社の名称	バリュエンスジャパン株式会社 バリュエンステクノロジーズ株式会社 バリュエンスベンチャーズ株式会社 ALLU Hong Kong Limited ALLU USA INC. ALLU Europe S.A.S. ALLU SGP PTE. LTD. ALLU Shanghai Co., Ltd. ALLU MEA TRADING L.L.C Valuence International UK Limited
非連結子会社	該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1社
持分法適用会社の名称	株式会社南葛ＳＣ

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ALLU Shanghai Co., Ltd.の決算日は12月31日、Valuence International UK Limitedの決算日は３月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品・原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
工具、器具及び備品	２～20年
その他	２～５年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（１年～５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社では、リユース事業において、ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石、骨董・美術品及び車両等の販売を行っております。これらの商品の販売における主な履行義務は、顧客に対して商品を引き渡す義務であり、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、返品を控除した金額で測定しており、商品の返品については、返品に伴う予想返品額の不確実性が高く、予測することが非常に困難であることから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値法）による方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

なお、一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(国内販売)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷した時点で収益を認識しております。

(海外販売)

輸出取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で規則的に償却しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「還付加算金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

商品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

勘定科目	当連結会計年度(千円)
商品評価損	257,226
商品の連結貸借対照表計上額	13,946,595

(注) 商品評価損は洗替え法による戻入額相殺後の金額であり、売上原価に含まれている金額は34,542千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

商品の評価については、ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石、骨董・美術品及び車両等といった商品のカテゴリーごとに、一定の評価基準に基づいた帳簿価額の切下げ額の見積り計上をしております。

評価基準については、以下3つの観点から設定しております。

・滞留可能性商品について、標準的な販売期間を超えたものは帳簿価額の全額を評価減とする。
・将来の赤字販売の可能性について、過去の赤字販売率を用いて評価する。
・個別性が高い商品については、期末における正味売却価額を個別に見積り、当該正味売却価額が、帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を当該正味売却価額まで切り下げる。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品の帳簿価額の切下げ額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　13,934,450株

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年10月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	131,495	10.00	2025年8月31日	2025年11月10日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年10月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	593,187	45.00	2026年8月31日	2026年11月9日

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　216,710株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

未収消費税等は、税務当局からの還付に係るものであり、すべて１年以内に還付される予定であります。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが１か月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日及び償還日は決算日後５年以内であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）について、当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、コミットメントラインの契約によって手元流動性を維持しており、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)　差入保証金	2,262,291	2,175,148	△87,143
資産計	2,262,291	2,175,148	△87,143
(2)　社債（※３）	300,000	299,152	△847
(3)　長期借入金（※４）	14,848,350	14,848,350	－
(4)　リース債務（※５）	299,882	303,845	3,963
負債計	15,448,232	15,451,348	3,116

（※１）「現金及び預金」「売掛金」「未収消費税等」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）市場価格がない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区　　分	当連結会計年度（千円）
関係会社株式	121,641

（※３）１年内償還予定の社債を含めております。

（※４）１年内返済予定の長期借入金を含めております。なお、変動金利の借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（※５）流動負債及び固定負債の合計額であります。

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１　年　以　内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超10年以内 (千円)	10　年　超 (千円)
現金及び預金	7,227,051	－	－	－
売　掛　金	1,405,719	－	－	－
未収消費税等	1,987,403	－	－	－
差入保証金	1,224,320	1,010,374	27,596	－
合　計	11,844,494	1,010,374	27,596	－

（注２）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１　年　超 ２年以内 (千円)	２　年　超 ３年以内 (千円)	３　年　超 ４年以内 (千円)	４　年　超 ５年以内 (千円)	５　年　超 (千円)
短期借入金	4,700,000	－	－	－	－	－
社　債	200,000	100,000	－	－	－	－
長期借入金	7,287,480	1,777,480	3,030,084	160,008	2,593,298	－
リース債務	135,167	89,987	59,387	15,339	－	－
合　計	12,322,647	1,967,467	3,089,471	175,347	2,593,298	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	2,175,148	－	2,175,148
資産計	－	2,175,148	－	2,175,148
社債	－	299,152	－	299,152
長期借入金	－	14,848,350	－	14,848,350
リース債務	－	303,845	－	303,845
負債計	－	15,451,348	－	15,451,348

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債・長期借入金・リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	リユース事業	合計
国内	95,364,163	95,364,163
海外	11,292,130	11,292,130
顧客との契約から生じる収益	106,656,294	106,656,294
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	106,656,294	106,656,294

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」「4．会計方針に関する事項」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	324,200
契約負債（期末残高）	385,883

契約負債は、顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、契約負債は、顧客に対する商品の販売に伴って履行義務が充足され、収益へと振り替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は324,200千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	779円14銭
１株当たり当期純利益	233円67銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**23,646,227**
現金及び預金	1,844,952
売掛金	269,600
貯蔵品	489
前払費用	228,489
未収入金	420,607
関係会社短期貸付金	20,870,000
その他	12,088
固定資産	**5,762,697**
有形固定資産	**564,983**
建物	825,396
工具、器具及び備品	159,010
減価償却累計額	△419,423
無形固定資産	**41**
商標権	41
その他	0
投資その他の資産	**5,197,672**
関係会社株式	4,677,352
差入保証金	312,373
繰延税金資産	207,936
その他	10
資産合計	**29,408,925**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**12,185,606**
短期借入金	4,700,000
１年内返済予定の長期借入金	7,127,480
未払費用	90,422
未払法人税等	78,562
賞与引当金	32,880
その他	156,261
固定負債	**7,746,009**
長期借入金	7,510,870
資産除去債務	235,139
負債合計	**19,931,616**
純資産の部	
株主資本	**9,197,040**
資本金	1,457,279
資本剰余金	1,665,335
資本準備金	1,542,829
その他資本剰余金	122,506
利益剰余金	7,018,770
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	7,016,270
繰越利益剰余金	7,016,270
自己株式	△944,344
新株予約権	**280,268**
純資産合計	**9,477,309**
負債純資産合計	**29,408,925**

損益計算書（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
営業収益		**4,413,000**
営業費用		**2,724,117**
営業利益		**1,688,882**
営業外収益		
受取利息	326,060	
業務受託料	1,200	
為替差益	11	
その他	849	328,120
営業外費用		
支払利息	276,756	
支払手数料	2,469	
その他	14,807	294,032
経常利益		**1,722,970**
特別利益		
新株予約権戻入益	43,155	43,155
特別損失		
関係会社株式評価損	193,673	193,673
税引前当期純利益		**1,572,452**
法人税、住民税及び事業税	**147,821**	
法人税等調整額	**75,911**	**223,733**
当期純利益		**1,348,718**

株主資本等変動計算書（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	**1,373,285**	**1,459,017**	**122,506**	**1,581,523**	**2,500**	**5,799,047**	**5,801,547**
当期変動額							
新株の発行	83,994	83,812		83,812			－
剰余金の配当				－		△131,495	△131,495
当期純利益				－		1,348,718	1,348,718
自己株式の取得				－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－			－
当期変動額合計	**83,994**	**83,812**	**－**	**83,812**	**－**	**1,217,223**	**1,217,223**
当期末残高	**1,457,279**	**1,542,829**	**122,506**	**1,665,335**	**2,500**	**7,016,270**	**7,018,770**

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	**△668,489**	**8,087,867**	**314,856**	**8,402,723**
当期変動額				
新株の発行		167,806		167,806
剰余金の配当		△131,495		△131,495
当期純利益		1,348,718		1,348,718
自己株式の取得	△275,855	△275,855		△275,855
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△34,587	△34,587
当期変動額合計	**△275,855**	**1,109,173**	**△34,587**	**1,074,585**
当期末残高	**△944,344**	**9,197,040**	**280,268**	**9,477,309**

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社における収益は、主に関係会社からの経営指導料及び受取配当金であります。

経営指導料については、各関係会社との契約に基づき、連結経営及び各関係会社の経営に関する業務を履行する義務を負っております。当該経営指導料に係る履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

勘定科目	当事業年度計上額（千円）
関係会社株式	4,677,352
関係会社株式評価損	193,673
関係会社短期貸付金	20,870,000
上記に係る貸倒引当金	－
貸倒引当金繰入額（△は戻入額）	－

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない株式に係る減損処理の要否を検討するにあたり、純資産持分額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50％程度以上下回るものの、関係会社等にあって実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。

また、関係会社貸付金については、財政状態及び経営成績の悪化等により債権の実質価額の減少が認められた場合に、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

この方針のもと、各社の事業年度末における実質価額を確認するとともに、実質価額の回復可能性の検討を行っております。実質価額の回復可能性の検討に際しては、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価及び関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金の計上に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	754,209千円
(2) 短期金銭債務	6,244千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	4,574,553千円
営業取引以外の取引高	325,324千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	752,510株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,876千円
資産除去債務	74,116千円
未払事業所税	900千円
未払事業税	4,591千円
関係会社株式評価損	104,147千円
株式報酬費用	36,533千円
分割承継法人株式	169,531千円
繰越欠損金	57,185千円
その他	693千円
繰延税金資産小計	459,577千円
評価性引当額	△210,403千円
繰延税金資産合計	249,173千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	41,237千円
繰延税金負債合計	41,237千円
繰延税金資産の純額	207,936千円

関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関係会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	バリュエンスジャパン株式会社	所有直接100%	営業上の取引及び役員の兼任	経営指導料	2,616,000(注1)	売掛金	239,800
				出向者人件費等	5,410,563	未収入金	397,837
				資金の貸付	3,100,000(注2)	関係会社短期貸付金	20,300,000
				利息の受取	301,719(注2)	－	－
子会社	ALLU Hong Kong Limited	所有直接100%	営業上の取引及び役員の兼任	資金の貸付	△130,000(注2)	関係会社短期貸付金	570,000
				利息の受取	22,405(注2)	未収収益	5,372

（注）1．子会社各社の経営指導料についてはグループ運営経費を基に決定しております。また、その他の取引については市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

2．資金の貸付は市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については、当事業年度での純増減額を記載しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	六車　進	（被所有）0.4%	当社取締役	自己株式の取得	18,482（注）	－	－
役員及びその近親者	佐藤慎一郎	（被所有）0.2%	当社取締役	自己株式の取得	13,227（注）	－	－

（注）自己株式の取得については、2026年１月29日開催の取締役会決議に基づき、2026年１月30日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）により取得しており、取引価格は取引前日である2026年１月29日の終値によるものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	697円70銭
１株当たり当期純利益	102円31銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

バリュエンスホールディングス株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　田　智　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	能　勢　直　子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、バリュエンスホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリュエンスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

バリュエンスホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　田　智　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	能　勢　直　子

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、バリュエンスホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

バリュエンスホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　髙　見　健　多 ㊞

監査等委員　蒲　地　正　英 ㊞

監査等委員　後　藤　高　志 ㊞

監査等委員　小　林　美　奈 ㊞

（注）監査等委員蒲地正英、後藤高志及び小林美奈は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以上